

五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業
募 集 要 項

【募集期間】

令和8年7月14日（火）午前8時15分から

令和8年8月14日（金）午後5時まで

五 戸 町

（都市計画課）

1 事業の概要

本事業は、多世代交流を通じて「食と生」について学ぶ機会を創出し、高齢者の生きがいがづくり、子どもの主体性及び生きる力の醸成を図る取組を実施する団体等に対し、予算の範囲内で五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものです。

本事業は令和8年9月補正予算の成立を前提として実施するものであることから、予算の成立状況等により、内容を変更又は中止する場合があります。また、本募集は補助金の交付を確約するものではありません。

2 補助対象事業

令和9年1月31日までに完了する事業で、次の各号のいずれにも資する事業とします。

- (1) 農業を通じた人づくり・生きがいがづくり
農業体験、農業に関する講話、その他農業を通じた学習及び交流事業
- (2) 食を通じた心身の健康と人間性の育成
食育講座、調理実習、その他食を通じた学習及び交流事業
- (3) 生を学び、主体的に生きる力の育成
「食と生」をテーマとした講演会、ワークショップ、その他「食と生」に関する学習及び交流事業

3 補助対象者

町内で活動する団体等で、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 本事業を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (3) 法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (4) 町税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力でなく、かつ反社会的勢力との関係を有していないこと。

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりです。

5 募集内容

(1) 募集期間

令和8年7月14日（火）午前8時15分から令和8年8月14日（金）午後5時まで

(2) 提出書類及び提出方法

次に掲げる書類を五戸町都市計画課に持参、郵送、メール送付いずれかの方法により提出してください。（様式は五戸町都市計画課窓口に設置のほか、町ホームページ <https://www.town.gonohe.aomori.jp/chosei/shien.html> からダウンロードできます。）

- ① 五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業交付申請書兼同意書（様式第1号）
- ② 収支予算書（様式第2号）
- ③ その他参考資料

6 審査方法

五戸町補助金の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号）及び五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金交付要綱に基づき申請内容を審査します。補助金の交付申請額の総額が予算額を超える場合は、予算の範囲内において各申請者の交付決定額を按分して決定することとします。

按分方法の例

予 算 額 100 万円

按 分 率 100 万円 ÷ 200 万円 × 100 = 50%

	申請額 (交付対象)	按分率	交付決定額
申請者 A	100 万円	50%	50 万円
申請者 B	60 万円		30 万円
申請者 C	40 万円		20 万円
合 計	200 万円		100 万円

7 交付・不交付決定以降のスケジュール（予定）

- (1) 交付・不交付決定 令和8年9月中旬
- (2) 事業実施 交付決定日から令和9年1月31日（日）まで
- (3) 実績報告 事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月12日のいずれか早い日まで

8 留意事項

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付された補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 法令等に違反したとき。

9 提出、問い合わせ先

〒039-1513

青森県三戸郡五戸町字古舘 21-1

五戸町都市計画課（都市計画班）

電 話：0178-62-7962（直通）

メール：toshikeikaku@town.gonohe.aomori.jp

※メールを送る際は上記ドメインからの受信を可能な状態にしてください。
返信が届かない可能性があります。

別表 1

補助対象経費		補助率	補助限度額	備 考
費目	経費の内容			
報償費	講師・専門家への役務の提供等に対する謝礼（記念品・商品は除く。）	補助対象経費 の 10 分の 10	1,315 千円	1 人 1 日当たり 5 万円上限（補助対象経費総額の 50%以内）
旅 費	交通費、通行料金等			五戸町職員の旅費に関する条例及び条例施行規則に準ずる
需用費	消耗品費（用紙、封筒等の文具）、印刷製本費（チラシ・ポスター・報告書等の印刷費）、材料費（事業の実施に必要な食材等の費用を含む。）等			
役務費	通信運搬に係る経費、イベント保険料等			
使用料 及び 賃借料	機器使用料、会場借上料等			
委託料	事業の一部を委託する場合の委託料 ※業務委託契約書を作成すること。			補助対象経費総額の 50%以内
備 品 購入費	事業実施のために直接必要と認められる備品購入費			1 個又は 1 式あたり 10 万円（税込）以上、耐用年数が 1 年以上のもの（申請額の 30%以内）
その他	上記のほか、町長が適当と認める経費			

